



【平成 29 年度の雇用保険料率・協会けんぽの保険料率について】

平成 29 年度の「雇用保険料率」を引き下げるための「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されており、成立した場合は下表の通りとなります。ほかにも育児休業に係る制度の見直しに伴い、育児休業給付の支給期間が延長され、保育所に入れない場合等に限り、現在の 1 歳 6 ヶ月までから 2 歳までに延長される予定です。（平成 29 年 10 月 1 日施行）

平成 29 年度の雇用保険料率（法律案が国会で成立した場合）

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	②		①+② 雇用保険料率
			失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
(28 年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
(28 年度)	5/1,000	8/1,000	5/1,000	3/1,000	13/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000
(28 年度)	5/1000	9/1,000	5/1,000	4/1,000	14/1,000

(厚労省HPより)

平成 29 年度の協会けんぽの保険料率は 3 月分（4 月納付分）から改定されます。都道府県単位の保険料率につきましては、全国健康保険協会の HP に掲載されています。

＜URL : <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3130/h29/290210> ＞

健康保険組合につきましては、ホームページで保険料率を掲載している組合もあるようです。3 月に賞与の支給がある場合は、賞与にかかる健康保険料率が変更になりますので、注意が必要です。

【時間外労働の上限規制について】

政府は、働き方実現会議で時間外労働の法改正の基本的な考え方を示しました。経営者側からは中小企業や国際競争力に配慮してほしいとの意見がある一方で、今回の上限規制は、現行は 36 協定の上限規制から除外されている運送業や建設業も含まれ、原則として全業種が対象となるようです。現在、1 カ月 60 時間超の特別条項付の 36 協定を締結している事業所は対応を迫られそうです。

現 行	改正の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 1 日 8 時間、1 週 40 時間を超えて労働させることを禁止（労基法第 32 条） 特例：36 協定を締結した場合、そこで定めた時間まで、時間外労働をさせることが可能 36 協定で定める時間外労働の限度基準 原則、月 45 時間以内、かつ、年 360 時間以内 臨時的な特別な事情がある場合、上限なく時間外労働が可能 適用除外 ①新技術、新商品等の研究開発業務、②建設事業、③自動車の運転業務 等 	<ul style="list-style-type: none"> 上限は法律に明記し、上限を上回る時間外労働をさせた場合、特例を除いて罰則を課す。 臨時的な特別な事業がある場合として、労使が労使協定を締結する場合でも上回るできない年間の時間外労働時間を 1 年 720 時間（月平均 60 時間）とする。 1 年 720 時間以内において、一時的に事務量が増加する場合について、最低限、上回ることでできない上限を設ける。 ①新技術、新商品等の研究開発業務、②建設事業、③自動車の運転業務 等については、事態を踏まえて対応のあり方を検討する。

(文責 K.S)